

2. 実施事業一覧表

■施策の体系と実施事業一覧■

--第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る-----

1. 安心して子育てできるまちをめざす

(1) 地域全体で
子育てを支
援する仕組
みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■にこにこ育児推進事業	子育てに対する不安を解消するため、課題設定型講座を開設する。	24~26
■ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行う人（提供会員）を募集・登録し、アドバイザーが仲介し、有償で会員相互の援助活動を行う。（社会福祉協議会に運営委託）	24~26
■家庭教育支援事業	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。	24~26
■子育てすこやかセンター事業	在宅の親子支援の場として子育てすこやかセンターを開設。施設開放、各種講座、相談、情報提供を実施。地域巡回事業も実施。	24~26
■子育て応援ボランティアバンク事業	子育て支援関係団体の把握、ネットワークの構築、協働による活動支援、活動と利用のコーディネート。	24~26
■就学前児童読書環境充実事業	早い段階から読書に対する関心を喚起し、情緒や言葉の発達を促すため、保育所等における読み聞かせを行う。	24~26
■青少年活動事業	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的として地域の指導者（学習アドバイザー等）と連携して実施している。 事業内容は、ものづくり、環境活動、共同作業、三世代交流等である。	24~26
■母子生活支援事業	ひとり親家庭の情報交換、生活支援講習会の開催。DV被害者の避難等、母子の安全確保と自立支援のため、母子生活支援施設への入所を措置する。母子家庭の自立を促進するため、資格取得に対して給付金を支給。	24~26

(2) 子育て世帯
への経済的
支援の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■子育て支援医療費助成事業	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	24~26
■子育て手当等支給事業	子育て世帯への支援として、「子宝祝金支給事業」「入学祝い金支給事業」「子育て手当支給事業」を実施する。	24~26
■不妊治療費給付事業	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精に要する本人負担額の2分の1以内の額を助成する。	24~26
■母子医療費支給事業	母子等が医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、母子世帯の経済的負担を軽減する。	24~26

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 多様な保育の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■病児・病後児保育事業	病児・病後児保育ができる施設・体制を整備する。	24～26
	■保育所運営事業	概ね平日 8：30～16：30 の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障がい児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。	24～26
	■保育所耐震化改修事業	平成 21 年度に実施した保育所施設の耐震診断により、強度不足と判定された八木東幼稚園学園、城南保育所の耐震補強工事を実施する。	24
(4) 就学前教育の充実化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■すこやか学園管理運営事業	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。	24～26
	■幼稚園教育の推進	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携を取り、幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	24～26
(5) 放課後の子どもたちの育成の場づくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■安心・安全の居場所づくり事業	保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることによりその健全育成を図る。 開設時間 平日：授業終了時から午後 6 時まで 土曜日・学校の長期休業期間・学校振替休業日：午前 8 時から午後 6 時まで	24～26
(6) 多様な支援の一体的な推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■育児支援事業	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室、1歳すぐくすく教室を実施する。子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、にこにこ親子教室や小集団での遊びの教室を行う。	24～26
	■地域子育て支援事業	子育てサポート派遣事業：育児疲れ等の養育困難家庭にサポーターを派遣し家事や育児支援を行う。 子育て短期支援事業：児童養護施設への入所または通所により子どもの養育、生活の安定を図る。（ショートステイ、トワイライトステイ）	24～26

2. 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

(1) 学校規模の適正化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■生きる力を育む学校教育環境整備検討事業 • 学校教育環境等整備検討事業	子どもたちの学びと育ちをより確かなものにするため、物的、人的な学校教育環境を整備する。	24～25
(2) 学校教育の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ことばの力育成指導員設置事業	各中学校を拠点校として「ことばの力支援員」を配置し、各小学校を巡回し、学校の言語環境の改善整備を図る。	24
	■もうすぐ1年生体験入学推進事業	就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施	24～26
	■教育研究委託事業	幼・小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 ④学びに向かわせる就学前教育の在り方	24～26
	■教育創造事業 (小学校)	各学校の実情に応じた効果的な取り組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくとともに、充実した教育実践を図るうえで、市内各小学校への波及効果を目指す。	24～26
	■教育創造事業 (中学校)	各学校の実情に応じた効果的な取り組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくとともに、充実した教育実践を図るうえで、市内各中学校への波及効果を目指す。	24～26

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

<p>■小・中学校英会話事業</p>	<p>市の直接雇用により配置された外国語指導助手（ALT）が、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。</p>	24～26
<p>■小・中学校教育振興事業</p>	<p>児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。</p>	24～26
<p>■小・中学校通級指導教室事業</p>	<p>小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。</p>	24～26
<p>■特別支援教育支援員配置事業</p>	<p>学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。</p>	24～26

(3) 学習施設と設備の整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	<p>■教育施設整備事業</p>	<p>安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強、改築等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るために、教育施設整備事業を実施する。</p>	24～26
(4) 通学支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	<p>■通学対策事業</p>	<p>遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。</p>	24～26

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

(1) 生涯学習拠点施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■いきいき講座開設事業	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。	24~26
	■社会教育施設整備事業	社会教育施設の大規模改修工事や、耐震診断・耐震補強工事を実施し、生涯学習拠点施設の充実を図る。	24~26
(2) 生涯学習推進組織の育成強化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■社会教育関係団体支援・育成事業	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。	24~26
(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■社会体育施設整備事業	社会体育施設の大規模改修工事の実施	25~26
	■体育施設利用促進事業	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。	24~26
(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興	実施事業名	事業概要	実施期間
	■いきいき健康事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・青少年スポーツ育成事業	スポーツに親しむことによって市民の健全な心身を育成し、スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要不可欠であり、そのための各種事業を実施する。	24~26
	■青少年自然文化体験活動	市内在住の児童(障がいのある児童を含む)に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。	24~26
(5) 文化芸術の振興	実施事業名	事業概要	実施期間
	■青少年活動事業 (ビートフェスティバル)	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会	24~26
	■文化祭事業	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。	24~26

4. 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

(1) 市民の健康づくりへの支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■健康づくり推進事業	命に係る心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・予防のために、また、要介護の原因ともなるので、受診勧奨、悪化予防のためにも、メタボリックシンドロームに着目した検査・問診等を実施している。 重い肝臓病の原因となるB・C型ウイルス感染の早期発見のため検査を実施している。 健診の結果から個別・集団で健康教室・健康相談を開催し健康づくりの実施。食改協等地区組織への支援。	24～26
	■母子保健事業	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の公費負担受診券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある)母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。	24～26
	■老人医療費支給事業	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税世帯等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	24～26
(2) 地域医療の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■地域医療・保健体制確保事業	・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動に対する支援 ・市直営診療所(美山林健センター診療所)の運営 ・医師等確保のための奨学金貸付け ・公立南丹病院組合への負担金拠出	24～26
(3) 食育及び食の安全確保	実施事業名	事業概要	実施期間
	■各小中学校の給食	南丹市内の小学校、美山中学校で週5日の完全給食及び八木中学校でミルク給食を実施。完全給食は米飯を軸に行っており、地元産野菜の活用を高めつつ実施。	24～26
	■学校給食共同調理場配送車購入事業	安心・安全の学校給食を継続するため、共同調理場配送車を計画的に更新する。	24～26
	■学校教育における食育の推進	各学校での安心で安全な学校給食の提供。児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。給食関係者の衛生管理及び食育の推進。	24～26

(4) 若者定住へ 向けた住環境 の整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■若者出会い系応援事業	少子化対策の一環として、未婚・晩婚が進む中で結婚や子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住を促進するため、若者の出会い系の場づくりを推進する。	24～26
(5) 高齢者が安 心して暮ら せる自立支 援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■家族介護者等支援 事業 ・家族介護教室事業 ・家族介護者交流事業 ・介護用品支給事業 ・在宅介護支援事業	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、様々なテーマに基づいた介護教室や講演会等を開催するとともに参加者同士の交流を図る。また、在宅において要介護4・5の高齢者の介護者で住民税非課税世帯を対象に、介護用品の購入費助成や寝たきり高齢者等の介護慰労金を支給する等の支援を行い、介護者の負担軽減を図る。	24～26
	■介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	24～26
	■介護予防活動支援 事業	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	24～26
	■緊急通報体制等整備 事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るために、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	24～26
	■高齢者等生活支援 事業 ・外出支援サービス事業 ・軽度生活援助サービス事業 ・食の自立支援事業 ・訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう、日常生活上の支援等を行う。	24～26
	■地域包括支援センタ ー事業	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を一体的に実施する。	24～26

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 子育て発達支援センター事業	障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、人とのかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した療育並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業を取り組み地域で安心して生活が送れるよう支援する。	24~26
	■ 障がい者グループホーム等整備支援事業	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	24~26
	■ 障がい者医療助成事業 ・自立支援医療給付事業 ・重度心身障害老人健康管理事業 ・福祉医療費支給事業	障がいのある人に必要な医療を提供するとともに、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	24~26
	■ 障がい者等生活支援事業 ・介護給付事業 ・難病患者等居宅生活支援事業 ・日中一時支援事業・生活サポート事業	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、介護や訓練・補装具・日常生活支援等に必要なサービスを提供する。	24~26
	■ 地域活動支援センター事業 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター事業	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。	24~26

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

実施事業名	事業概要	実施期間
■シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策とともに就業の機会を提供している（財）南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	24～26
■社会参加推進事業 ・ガイドヘルパー派遣事業 ・コミュニケーション支援事業 ・社会活動参加支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人の活動支援や、聴覚言語に障がいのある人のコミュニケーション支援を行ない、在宅で障がいのある人の社会参加を支援する。	24～26
■老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	24～26
実施事業名	事業概要	実施期間
■高齢者等除雪対策事業	自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行う。必須条件となる作業員確保のため、除雪事業者等を公募型で募集し、作業委託することで、高齢者世帯等への除雪支援を行う。	24～26
■心配ごと相談事業	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配事相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。	24～26
■成年後見人制度利用支援事業	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	24～26
■地域福祉事業	社会福祉協議会が実施する小地域での見守りを中心としたネットワーク活動やふれあいサロン活動の支援、各種団体・サークルへの支援、ボランティア活動の振興等の事業に対して支援する。また、民生委員が必要と認めるひとり暮らし高齢者世帯へ、民生委員が月に一度「ふれあい弁当」を届ける。	24～26

5. ふるさとで働く場をふやす	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大	実施事業名	事業概要	実施期間
	■京都新光悦村推進事業	京都府及び立地企業等の交流組織「京都新光悦村の会」と連携し、意見等を集約する中で、京都新光悦村のコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進める。 京都府と連携し、京都新光悦村のPR活動を積極的に行い、ものづくり関連企業、伝統工芸関連企業の誘致に繋げる。村の景観に配慮した管理を行う。	24~26	
(2) 工業用地の整備と企業誘致の推進	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■企業支援事業	地域の活性化を図るために、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しては市内からの雇用を奨励支援する。	24~26	
(3) 起業支援の推進	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■小規模企業支援事業	小規模企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合の利子の補給及び信用保証料の助成を行う。	24~26	

--第2章　自然・文化・人を活かした郷を創る-----

1. 豊かな緑と清流を守る

(1) 森林と河川

実施事業名	事業概要	実施期間
■河川維持事業	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。	24～26
■森林整備事業	緑の公共事業、南丹市良い森づくり事業、市行分収造林事業、間伐財出材奨励事業により、間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止等の助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に發揮させる森林整備を推進し、木材自給率の向上に寄与する。	24～26
■森林整備地域活動支援交付金事業	施業集約化の促進。作業路網の改良活動。	24～26
■森林病害虫等駆除事業	森林病害虫等駆除事業（松くい虫防除事業）により、伐倒駆除、樹幹注入、被害木、伐倒処理を実施。とり戻そう京の里山復活事業により、人家裏、市道沿線のナラ枯れ被害木の除去。	24～26
■水産環境整備事業	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。	24～26

(2) 農地

実施事業名	事業概要	実施期間
■農業関連計画事業	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。 農業振興推進協議会の開催。	24～26
■農業情報提供事業	農林水産省が公表する生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供する。	24～26
■農地・水・環境保全向上対策事業	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。また、水路、農道等の土地改良施設の長寿命化に向け、修繕・改修の支援を行う。	24～26
■農地制度実施円滑化事業	農地の確保および有効活用を推進するため、農地法等の改正がされ農地の賃貸規則見直しおよび利用集積事業の創設が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が從来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	24～26
■農地整備促進事業	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。	24～26
■農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした若い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	24～26

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 身近な緑や 環境美化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境保全事業	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。	24～26
(4) 環境保全の 行動支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境衛生事業	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。	24～26
	■環境基本計画等策定 事業	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定に伴う環境関係諸計画の実施、及び進捗状況を評価し提言を行う。	24～26
	■環境基本計画重点プ ロジェクト推進事業	南丹市環境基本計画に基づく重点プロジェクトの検討及び推進	24～26
	■環境保全型農業直接 支払事業	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当たる部分について補てんを行う。	24～26
	■京都モデルフォレス ト運動推進事業	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。	24～26
	■不法投棄監視・処理 事業	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。	24～26
(5) 景観保全の ルールづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■景観形成推進事業	多くの市民が誇りを感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全の方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに取り組みを検討する。	24～26
(6) 森・里・街 の景観保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■かやぶき屋根保存修 理事事業	美しい町並みと集落景観を守るために、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	24～26
	■辯の森整備事業	市有林内の森林整備（環境整備）下刈・除伐等の実施。	24～26

2. 資源が循環するまちをつくる

(1) 省資源・リサイクルと衛生環境

実施事業名	事業概要	実施期間
■3R推進事業	環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。	24～26
■一般廃棄物清掃事業	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。	24～26

(2) 環境にやさしい暮らし

実施事業名	事業概要	実施期間
■市役所資源節減事業	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。	24～26

(3) エネルギーの有効活用

実施事業名	事業概要	実施期間
■地球温暖化対策事業	地球温暖化の防止、環境・資源問題に対応するため、電気自動車の普及やバイオマスの利活用などを進める。	24～26
■八木農業関連施設管理事業	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。	24～26

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 上水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■施設等修繕事業	浄水場並びに配水設備等の修理修繕により、上水道並びに簡易水道施設の機能維持による効率的な水運用と、安定給水の実現を図る。	24～26
	■水質検査事業	水道水に係る水質検査計画に基づき、上水道及び簡易水道の水質確認を日常的に実施する。	24～26
	■水道施設改良事業	配水管の改良を目的とする布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持すると共に、水道施設が他の公共事業の支障となる場合の移設を実施する必要がある。この布設替時に、耐震性を向上させた配水管等を整備することで、水道水の安定供給の実現を図る。	24～26
(5) 下水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■下水道施設管理事業	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。	24～26
	■公共下水道建設事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。	24～26
	■合併処理浄化槽整備 推進事業 ・合併処理浄化槽維持管理 事業 ・合併処理浄化槽等設置 事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。	24～26

3. 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

(1) 南丹ブランド生産者等への支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ものづくりのまち推進事業	国民文化祭の取り組み効果を市民生活に根ざしたものにするため、ものづくりキャンペーンの実施や工芸に関する体験教室の実施などを推進し、「ほんまもん」をつくり活かす市民意識の醸成を行う。さらに、それらの指導者として職人等の活躍の場や仕組みを作り、「ものづくりのまち南丹市」の実質の地域定着を図る。	24~26
■京の水田農業総合対策事業	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。	24~26
■京野菜等価格補填事業	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。	24~26
■京野菜等産地育成事業	京野菜(みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等)の栽培のためのパイプハウス・生産機材導入等に対し支援する。	24~26
■南丹地域資源循環型農畜産物生産モデル実証事業	京都府の委託を受け、循環型農畜産物生産のモデルとして実証を実施する。	24~26

(2) 南丹ブランドの販路拡大

実施事業名	事業概要	実施期間
■特産物販売促進事業	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。	24~26
■特別栽培認証制度推進事業	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進業務等を行う。	24~26

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 農業	実施事業名	事業概要	実施期間
■水田農業推進事業	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	24～26	
■畜産振興事業	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	24～26	
■土づくり事業	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。	24～26	
■農業委員会運営事業	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	24～26	
■農業担い手支援事業 ・農業関係団体支援事業 ・農業制度資金利子助成事業	農業の担い手不足、農地の不耕作地等の課題を解消するため、認定農業者、農業法人、農業関連団体等を支援する。	24～26	

(4) 林業	実施事業名	事業概要	実施期間
■共済・担い手育成事業	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業（林業退職金掛金の助成を行う） ・緑の担い手育成対策事業（森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う）	24～26	
■林道・作業道事業	流域単位での森林整備を促進するため、府営林道事業に対する負担金を支出する。 林道・作業道の維持修繕事業助成（事業主体：地元関係者）を行う。林業作業道の新設事業助成（事業主体：地元関係者）、市直轄林道の維持修繕工事を行う。	24～26	

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 野生鳥獣被害等への対策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施事業名</th><th style="text-align: center;">事業概要</th><th style="text-align: center;">実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">■捕獲獣利活用事業</td><td>有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に努める。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■有害鳥獣捕獲対策事業</td><td>有害鳥獣直接捕獲対策として、市獵友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■有害鳥獣防除施設設置事業</td><td>農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設（電気柵・金網フェンス等）の設置に係る資材費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となって防除施設の設置を実施する。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> </tbody> </table>	実施事業名	事業概要	実施期間	■捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に努める。	24～26	■有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市獵友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	24～26	■有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設（電気柵・金網フェンス等）の設置に係る資材費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となって防除施設の設置を実施する。	24～26
実施事業名	事業概要	実施期間											
■捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に努める。	24～26											
■有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市獵友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	24～26											
■有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設（電気柵・金網フェンス等）の設置に係る資材費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となって防除施設の設置を実施する。	24～26											
(1) 観光ネットワーク	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施事業名</td><td style="width: 80%; text-align: center;">事業概要</td><td style="width: 10%; text-align: center;">実施期間</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■観光協会事業</td><td>観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。 4つの観光協会が実施している観光宣伝事業を南丹市全域として集約していくための南丹市観光協会ネットワーク（仮称）を設置する。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> </table>	実施事業名	事業概要	実施期間	■観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。 4つの観光協会が実施している観光宣伝事業を南丹市全域として集約していくための南丹市観光協会ネットワーク（仮称）を設置する。	24～26						
実施事業名	事業概要	実施期間											
■観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。 4つの観光協会が実施している観光宣伝事業を南丹市全域として集約していくための南丹市観光協会ネットワーク（仮称）を設置する。	24～26											
(2) 観光施設及び周辺整備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施事業名</td><td style="width: 80%; text-align: center;">事業概要</td><td style="width: 10%; text-align: center;">実施期間</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■美山かやぶき美術館管理運営事業</td><td>美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■美山町自然文化村推進事業</td><td>施設管理に係る委託金。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> </table>	実施事業名	事業概要	実施期間	■美山かやぶき美術館管理運営事業	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。	24～26	■美山町自然文化村推進事業	施設管理に係る委託金。	24～26			
実施事業名	事業概要	実施期間											
■美山かやぶき美術館管理運営事業	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。	24～26											
■美山町自然文化村推進事業	施設管理に係る委託金。	24～26											
(3) イベント運営	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施事業名</td><td style="width: 80%; text-align: center;">事業概要</td><td style="width: 10%; text-align: center;">実施期間</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■観光イベント振興事業</td><td>市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">■地域振興イベント開催支援事業</td><td>市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。</td><td style="text-align: center;">24～26</td></tr> </table>	実施事業名	事業概要	実施期間	■観光イベント振興事業	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	24～26	■地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。	24～26			
実施事業名	事業概要	実施期間											
■観光イベント振興事業	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	24～26											
■地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。	24～26											

4. ひとを温かく迎える

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 情報発信と P R	実施事業名	事業概要	実施期間
	■観光宣伝事業	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のP Rを行い、誘客を図る。	24~26
(5) 温泉の活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■スプリングスひよし 管理運営推進事業	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外から多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。	24~26
	■観光施設管理事業	温泉スタンドの維持管理等を行う。	24~26
(6) 観光漁業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■内水面漁業振興対策 事業	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	24~26
(7) 交流事業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■山村留学事業	南丹市美山山村留学センター（四季の里）を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。	24~26
	■都市と農村との交流 事業	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特的のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	24~26

5. 伝統文化を継承する	(1) 歴史文化遺産の調査と保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■伝統文化継承事業 ・文化資料保全補助事業 ・埋蔵文化財調査事業	南丹市内の道路・ほ場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。 国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全にかかる費用の一部を補助する。	24~26	
6. 暮らしの安全と安心を守る	(2) 歴史文化遺産の周知と活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■伝統文化活用事業 ・資料館展示事業 ・重伝建地区保存修理補助事業 ・重要文化財管理公開事業	南丹市美山の重伝建地区の保全支援のため、修理等の一部を補助する。 文化遺産の保全活用に資するため、「石田家住宅」の委託管理と公開を行う。 市内の民俗等に関する資料を収集し、保管・展示する。	24~26	
	(1) 治山・治水	実施事業名	事業概要	実施期間
	■河川改修事業	準用河川板野川 工事延長：L = 1,800 m、築堤護岸：A = 12,900 m ² 、橋梁工：5 基（道路橋 4 基、JR 橋 1 基）、全体事業費：1,900,000 千円	24~26	
	(2) 防災体制	実施事業名	事業概要	実施期間
	■災害時要援護者台帳整備事業	災害時要援護者対策として、「南丹市たすけあいネットワーク制度」を創設し、具体的な取り組みとして台帳・マップを作成し、南丹市内の消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、地域自治区へ配備する。 要援護者の支援体制の整備を図る。	24~26	
	■住宅耐震化事業	旧耐震基準の一般木造住宅に関し、耐震診断に係る経費の大部分を市が負担する制度を設けることにより、自宅の耐震強度に関する住民の不安を軽減するとともに、その結果を踏まえ対策を講じてもらうことにより、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。	24~26	
	■防災訓練事業	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	25	
	■防災推進事業	災害時防災用備蓄品の購入と防災パトロールの実施。	24~26	

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

実施事業名	事業概要	実施期間
■消防施設等整備補助事業	自主防災の推進を図るために、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。	24～26
■消防資機材・消防水利整備事業	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。	24～26
■防災ハザードマップ作成事業	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。	25
■防災行政無線整備事業	防災情報、災害時の情報及び一般行政情報等の伝達を迅速に行うため、デジタル防災行政無線施設を整備する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を防災行政無線に接続し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の時間的余裕のない緊急情報を市民に瞬時に伝達する。	24
実施事業名	事業概要	実施期間
■防犯・暴力追放等取組支援事業	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	24～26
実施事業名	事業概要	実施期間
■消費生活啓発事業	消費者被害に対応するため、専門相談員を配置し消費者相談を実施する。身近な相談場所とするため、本庁だけでなく、各支所に相談窓口を置き対応する。職員の対応能力向上のため研修に参加する。消費者被害を未然に防止するため、チラシ等による啓発を行う。	24～26
実施事業名	事業概要	実施期間
■管理台帳整備事業 (道路台帳)	道路台帳の統一化に向けたシステム構築を行い、現況道路台帳図面並びに調書等をシステムに反映させる。	24～26
■交通安全推進事業	小・中学生等の通学時における交通指導（毎月1日・15日）を行う。	24～26
■除雪機械購入事業	積雪観測員（6箇所）の配置により、積雪深が概ね10cm以上の場合に、除雪計画で定められた路線について作業を実施する。雪寒地域における道路の通行確保のため、除雪ドーザ車両を計画的に購入する。	24～26

--第3章 人・物・情報を高度につなげる-----

1. 高速移動の網を広げる

(1) 広域アクセスの強化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■広域アクセス道推進事業	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。	24～26

2. 鉄道をさらに便利にする

(1) JR山陰本線の複線化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■JR山陰本線利用促進事業	JRの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。	24～26

(2) 鉄道を活かしたまちづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■駅周辺整備・管理維持事業	園部駅周辺の都市施設等（西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路）の維持管理を行うとともに、駐輪場施設（園部駅西口自転車等駐輪場・八木駅前駐輪場）の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。	24～26

3. 安全で快適な主要道路でつなぐ

(1) 広域幹線道路	実施事業名	事業概要	実施期間
	■広域幹線道路整備促進事業	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。	24～26
(2) 地域幹線道路	実施事業名	事業概要	実施期間
	■都市計画街路事業	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・上本町佛大線外1線 ・内環状線 ・八木環状線 ・美園栄町線	24～26
	■道路新設改良事業	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・道路改良 16路線 ・舗装改良 6路線 ・橋梁改良 5橋梁 ・自然災害防止 1路線	24～26
(3) 安全で快適な道づくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■道路・橋梁維持管理事業	市管理道路の維持管理は、道路付属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。	24～26

**4. 誰もが安心な
地域交通システムをつくる**

(1) バス交通	実施事業名	事業概要	実施期間
	■バス運行事業 ・スクールバス運行事業 ・市営バス運行事業 ・生活路線バス運行事業	生活交通確保のためバス運行及び委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。 小中学生の通学のためのスクールバスを運行する。	24～26

5. 双方向の情報通信基盤をつくる

(1) 情報基盤	実施事業名	事業概要	実施期間
	■地域情報通信基盤整備事業	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。	24～26
(2) 情報提供	実施事業名	事業概要	実施期間
	■情報提供推進事業	CATV 自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信を充実させる。その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。地域情報化計画の策定及び見直しを行う。	24～26
(3) 情報環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	■情報リテラシー推進事業	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。	24～26

6. にぎわいの市街地をつくる

(1) 都市計画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■都市計画策定事業	生産緑地地区の変更等、都市計画決定の変更に係る業務を進める。	24～26
(2) 商業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■経営改善普及事業	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るために、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。	24～26
	■商工振興助成事業	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。	24～26
	■商店街活性化研究等事業	地域の魅力を発信する「商店街ならでは」の取り組みを支援する。	24～26
	■中心市街地活性化事業	都市計画のまちづくり事業と連携し中心市街地の再生に取り組む事で、都市機能と経済の拡大再生産し、にぎわいの市街地を実現する。	24～26
(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■浸水対策施設管理事業	調整池の治水機能維持のために、長年堆積した土砂の浚渫を実施する。	24～26
	■土地区画整理事業	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺の新たな市街地整備推進により、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業 A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業 A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業 A=22.8ha ・八木駅西土地区画整理事業 A=10.5ha	24～26
(4) 身近な公園緑地	実施事業名	事業概要	実施期間
	■都市計画公園事業	都市計画における公園は、住民の屋外における休息や観賞、遊戯、運動その他リクリエーション用に供する住民の憩いの場である。施設管理、樹木管理、雑木草等の維持管理を行い都市環境の保全を総合的に進める。	24～26

--第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く-----

1. 共に生きるまちづくりを進める	(1) 人権啓発の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■児童老人会館管理運営事業	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	24~26
		■障害者講座	視覚・聴覚障がいのある方々の豊かな生活向上と社会参加の促進を図るために、様々な体験活動をとおして学習意欲の向上につなげる。	24~26
	(2) 男女共同参画社会の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■男女共同参画推進事業	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が發揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。	24~26
	(3) 虐待事象への対応	実施事業名	事業概要	実施期間
		■高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下にあり、支援体制の強化を進める。	24~26
		■児童家庭相談事業	児童家庭相談員の配置 親子が気軽につどい、相談できる居場所「広場」の開設。来場者の相談に応じ、内容によっては適切な機関につなげる。育児講座などを企画。民間委託として実施。	24~26
		■要保護児童対策事業	児童虐待をはじめ要保護児童への支援を図るため関係機関で組織する要保護児童対策地域連絡協議会を運営（代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定）	24~26

2. 住民自治の地域づくりを進める	(1) 地域との協働の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■自治振興組織推進事業	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援	24~26
(2) 地域づくり		実施事業名	事業概要	実施期間
		■自治振興会館整備事業	老朽化した自治振興会館の整備を行う。	25~26
		■自治振興補助事業	行政区が主体となって行う事業（集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等）に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。	24~26
		■集落活性化支援事業	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。	24~26
		■総合振興計画策定事業	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。	24

3. 多様な担い手のパートナーシップを育てる

(1) 协働と市民参画の仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■パートナーシップ推進事業	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともにつくるまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。	24～26
(2) 政策決定や計画段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■審議会等市民参画推進事業	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	24～26
(3) 実施段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■まちづくり活動支援事業	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を發揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。	24～26
(4) より多くの市民参画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■広聴活動事業	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	24～26
(5) 南丹市達人バンク（仮称）の設置	実施事業名	事業概要	実施期間
	■達人バンク推進事業	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。	24～26

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

4. 大学等と連携し、ともにまちをつくる

(1) 連携のための仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■産官学公連携協議会推進事業	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。	24～26

(2) ともに育む「教育のまち南丹市」

実施事業名	事業概要	実施期間
■佛教大学連携事業	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。	24～26

(2) 産業を担う人材育成のための支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■新規就農支援事業	研修を必要とする新規就農志望者に対し、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	24～26
■担い手養成実践農場整備事業	新規就農希望者を対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術取得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」の整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の解消を図る。	24～25
■農業生産法人育成事業	新たな担い手となり得る集落営農組織や農業法人が地域の農地を集積し、機械化等により生産の効率化を図ることにより、将来にわたって安心して生産を継続できる体制を確立するため、集落営農組織の法人化に向けた研修会への参加費用、生産性の向上のための新技術等の導入に係る費用に対し支援を行う。	24～26

(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■まちづくり活性化支援事業	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	24～26
■国際交流事業	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。	24～26

5. 未来を担う人づくりを進める

6. 行財政改革を推進する

(1) 情報公開と電子自治体の構築	実施事業名	事業概要	実施期間
	■広報広聴推進事業 ・ホームページ運営事業 ・広報充実事業	広報誌やお知らせ、ホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を実施する。	24～26
	■電子自治体構築事業	経年劣化による故障リスクの増大や技術革新の早い情報システムの更新に対応するため、ソフト及びハードについて適切な時期に更新を行う。	24～25
(2) 効率的な行財政運営	実施事業名	事業概要	実施期間
	■活性化推進基金積立金	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額24億円まで積み立てる。 平成22年度から平成27年度の6年度間で4億円ずつ積み立てる。(4億円×6年度)	24～26
	■行政改革推進事業	公益法人等改革の方向性を導く。	24～26
	■行政評価推進事業	事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。	24～26
	■諸証明発行サービス事業	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	24～26
	■平成台販売促進事業	平成台の分譲地の早期販売完了を目指し、不動産業者やハウスメーカー等との販売協力を得て販売促進を図る。	24～26
	■未利用財産の適正管理及び処分	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。	24～26
(3) 行政サービスと職員の資質向上	実施事業名	事業概要	実施期間
	■職員研修事業	様々なテーマ設定による、独自の府内研修(全体及び階層別)の企画、実践。職場外研修への職員の積極的な派遣。	24～26
(4) 施設配置の見直しと府舎の整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■府舎整備検討事業	府舎の耐震診断を実施するとともに、(仮)市役所本府舎整備検討委員会を設置し、府舎の整備方針・整備方法等を検討する。	24